

# 支部設置規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本小動物獣医師会定款第4条、同定款施行規則第3条の規定により、支部を設置する場合の必要な事項を定める。

(支部の組織)

第2条 支部は、都道府縣市を区域とする本会の社員をもって組織する。但し、同一区域内には支部を1つとする。

2 理事会が特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず新たな支部を設置することができる。

(支部の設立)

第3条 支部を設立しようとするときは、代表者は次の関係書類を添えて会長に届け出て、理事会の承認を得なければならない。

(1) 支部設立又は統合分割に係る関係書類

(2) 支部役員名簿および支部員名簿

(3) 支部規程等その他参考となる事項

2 会長は、前項の届け出を受理したときは、すみやかに理事会に諮り、その結果を通知するものとする。

(支部規程等)

第4条 支部は支部規程を設け、支部長その他必要な役員を置かなければならない。

(支部の事業)

第5条 支部の事業は、本会の目的及び事業の趣旨に沿ったものであること。

(本会への協力)

第6条 支部は、本会の会費の納入及び支部員あての文書又は印刷物の配布等について協力するものとする。

(支部の解散)

第7条 支部を解散しようとするときは、その理由を付して会長に届け出て、理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の届け出を受理したときは、すみやかに理事会で諮り、その結果を通知するものとする。

補則

この規程に定めのない事項については、理事会の議決により会長が別に定めることが出来る。

附則

この規程は、平成28年7月24日（平成28年度第3回理事会）一部改正、同日より施行する